平成八年政令第二十三号

政 |百五十二号)|別表第九号の規定に基づき、この内閣は、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第||覚醒剤原料を指定する政令 令を制定する。

ネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかN・α-ジメチル-N-ニ-プロピニルフェ を含有する物 に掲げる物を覚醒剤原料に指定する。 覚醒剤取締法別表第九号の規定に基づき、 次

三 二・六―ジアミノ―N―(一―フェニルプロ かを含有する物。ただし、エリトローニーアミン―――オール、その塩類及びこれらのいずれ一 エリトローニーアミノーーーフェニルプロパ 五〇%以下を含有する物を除く。 ノーーーフェニルプロパンーーーオールとして

四 三―オキソ―二―フェニルブタンアミド、そ Ŧi. の塩類及びこれらのいずれかを含有する物 びこれらのいずれかを含有する物 パン―二―イル)ヘキサンアミド、その塩類及 ート、その塩類及びこれらのいずれかを含有す。メチル=三―オキソ―二―フェニルブタノア

附 則

経過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して三十日を

この政令は、公布の日から起算して二月を経 四 附 六 号 則 (平成一○年七月一○日政令第二

経過した日から施行する。
この政令は、公布の日から起算して三十日を 六 附号 👊 則 (平成三〇年二月二一日政令第三

過した日から施行する。

則 (令和元年六月二八日政令第四:

経過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して三十日を (令和二年三月一一日政令第四〇

二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部 (令和二年四月一日) から施行する。 この政令は、医薬品、医療機器等の品質、

(令和二年七月八日政令第二二一

この政令は、公布の日から起算して三十日を

経過した日から施行する。